

個人情報に記載した書類の誤交付について

このたび、当センターにおいて、個人情報に記載された退院療養計画書（以下「書類」という。）を誤交付するという事案が発生しました。

このような事態を招きましたこととお詫び申し上げますとともに、再発防止に取り組んでまいります。

1 書類に記載されていた個人情報

患者氏名、患者ID、退院日、退院後の療養上の留意点等

2 事案の経過

○令和5年12月28日（木）

- ・看護師Aは、同時期に退院する患者Bと患者Cの書類を同時にプリントアウトした。
- ・看護師Aは、書類を整理する際に、プリントアウトしたはずの患者Cの書類の所在が不明になったにも関わらず、その所在を探索することなく再度プリントアウトし、退院当日（12月31日）まで保管した。
- ・看護師Aは、患者Bに書類を交付する際に、患者Cの書類が紛れていたにも関わらず、確認を怠ってそのまま誤交付した。

○令和5年12月29日（金）

- ・患者Bが退院した。

○令和5年12月31日（日）

- ・12月28日から保管していた書類を患者Cに交付し、患者Cが退院した。

○令和6年1月4日（木）

- ・来院した患者Bが、患者Cの書類を持参したことにより、本事案が判明。看護師Aの上長が謝罪するとともに、患者Cの書類を回収した。
- ・看護師Aの上長が患者Cに架電し、本事案の経緯を説明するとともに謝罪した。

3 誤交付の原因

- ・看護師Aが、複数患者の書類をプリントアウトし整理する際に、他者の書類が混在していないか、スタッフ複数人によるダブルチェックを怠ったこと。
- ・看護師Aが、患者Bに書類を交付する際に、他者の書類が混在していないか、スタッフ複数人によるダブルチェックおよび患者本人との相互チェックを怠ったこと。

4 再発防止策

- ・複数患者の書類をプリントアウトした際は、他者の書類が混入していないか、スタッフ複数人によるダブルチェックを行うこと。
- ・書類の所在が不明となった場合は、必ずその所在を探索すること。(安易な再プリントアウトは厳禁)
- ・患者への書類の交付は、他者の書類が混入していないか、スタッフ複数人によるダブルチェックを行うとともに、患者本人に氏名を確認した上で行うこと。

【お問い合わせ先】

事務局 総務グループ

電話 072-957-2121